

第 3 回神奈川県住宅政策懇話会での議論要旨について

第 3 回 平成30年 1月26日（金）14:00～16:00 波止場会館

主な議題・論点

- 新たな住宅セーフティネット制度について
- 神奈川県における住宅確保要配慮者・住宅に関する状況について
を主な議題・論点として、新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅供給促進計画の策定の方向性についてご議論いただいた。

委員から頂いた主なご意見

○要配慮者の追加について

- ・要配慮者の追加については、関係事業者、NPO、ボランティアの方にヒアリングを行い、本
当に県として応援しなければいけない住宅に困っている人は誰かを特定すると、県民も応
援するのではないか。

○賃貸住宅登録基準の強化・緩和

- ・要配慮者等の支援団体にヒアリングを行い、その結果を整理したうえで、支援効果が高い要
配慮者や登録基準のニーズを把握すべきではないか。

○「県あんしん賃貸住宅」に登録済住宅から新たなセーフティネット制度への移行登録

- ・現在、新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅数が伸び悩んでいる状況なので、
「県あんしん賃貸住宅」からの移行を進めたほうが良いのではないか。
- ・要配慮者が住む住宅においても耐震性をきちんと確保しておく必要がある。

○政策効果の高い補助

- ・「住宅改修補助」と「家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助」は、狙いが異なる施策なの
で、どちらが大事かというより、どうバランスをとって効果的に運用していくかではない
か。

○補助の実施について

- ・補助を実施する場合は、県がやる意義があったといわれるためのモデルが大事だと思う。
- ・例えば、県が進めたいシェアハウスのモデルについては応援するとか、市町村からの要望が
あってこういう住宅を作りたいというところにも、柔軟に対応できるような制度設計ができ
ると非常に使い手があるのではないか。
- ・空き家の1戸建ての住宅のシェアハウスに利用することは、何か新しいものができそうな感
じがする。
- ・補助制度が悪用されないように、きちんと制度設計すべきではないか。
(例えば、集団で外国人を集めて、多額の住宅改修補助や補助家賃低廉化補助を受けること
や、未届け有料老人ホームに該当するなど)

○居住支援を行う人材育成について

- ・単純に登録住宅があって、そこに住む人が応募してくるだけではなくて、居住支援のグルー
プがあって、その人たちの協力の中でそこに住むことが可能になれば貸し手の方も安心感が
増すし、実態としてこの仕組みが生きてくると思うので、先行して居住支援しているNPO等
に意見を聞きながら、居住支援を行う人材育成や事業の採算性・継続性を検討すると良いの
ではないか。